

一時収蔵施設についてのご案内

都立霊園では、下記の3つの霊園で、墓所や納骨堂が見つかるまでの間、一時的にご遺骨をお預かりする一時収蔵施設を設置しています。

※墓所や霊園等を一年以内に探す意志のない場合には、ご利用になれません。

申込資格	<p>①申込者の住所が「東京都」にあること※ (※八柱霊園の場合、申込者の住所が「東京都」または「千葉県松戸市」にあること)</p> <p>②自宅にご遺骨があり、「火葬許可証」を所持していること(改葬遺骨でないこと※) (※一度も埋蔵・収蔵したことの無い遺骨を所持していること)</p> <p>③ご遺骨がご親族(内縁関係を含む)のものであること</p>
使用期間	<p>※ただし、1年ごとに更新(延長)の手続きをすれば、最長で5年間お預かりいたします。 1年間 (5年を超えての更新(延長)はできません。5年経過時はご遺骨はお引取りいただきます。) ※墓所・霊園等を探す意志のない場合は更新(延長)できません。</p>
申込方法	<p>予約制となっております。事前にお電話で、ご遺骨を預ける日時予約をとってください。 取扱日は、下記の霊園毎に異なりますので、各霊園管理事務所にお問い合わせください。</p>
当日必要な書類等	<p>①ご遺骨</p> <p>②火葬許可証</p> <p>③申込者の住民票 ※下記の3点の内容が備わったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行から3ヵ月以内のもの ・本籍が記載されているもの ・個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの <p>④認印(朱肉で捺印する印鑑)</p> <p>⑤使用料 1,800円</p>

使用料 1年間 1,800円

【平成30年4月1日料金改定】

- ・ご遺骨は当日申請手続き後に、収蔵できます。
- ・収蔵後はご遺骨への直接参拝はできません。
- ・年末年始を除き、9:00～16:30まで、ご自由に参拝できます。
- ・火葬許可証、住民票は原本を提出してください。書類はお返しできませんのであらかじめご了承ください。

◇ご予約・お問い合わせは、お電話にて承っております。

お預かりできる施設(霊園)

多磨霊園 電話:042-365-2079 東京都府中市多磨町4-628

雑司ヶ谷霊園 電話:03-3971-6868 東京都豊島区南池袋4-25-1

八柱霊園 電話:047-387-2181 千葉県松戸市田中新田48-2

※受付時間 8:30～17:15 (年末年始を除く)